



鳥取県公報

令和5年3月10日（金）
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	一般国道の区域の変更（88）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	県道の区域の変更（2件）（89・90）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	一般国道の供用の開始（91）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	県道の供用の開始（2件）（92・93）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	自動車専用道路の区域の指定（94）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	変更前	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同町大字浦富字宇和田23-1地先まで	10.0~280.9	7,348.0
		岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜690-202地先から同町大字大谷字越後谷2214-14地先まで	9.4~51.3	5,679.0
		岩美郡岩美町大字陸上字湯谷1553-2地先から同町大字浦富字外池田1111-33地先まで	12.9~144.3	3,071.0
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字朽木谷262-1地先から同町大字大谷字越後谷2214-14地先まで	9.4~83.9	9,777.0
		岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同町大字浦富字宇和田23-1地先まで	12.9~313.6	5,784.0

鳥取県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美停車場河崎線	変更前	岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先から同大字字下古川247-1地先まで	6.3~29.1	410.0
		岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先から同大字字工塚谷92-10地先まで	11.0~28.8	119.0
	変更後	岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先から同大字字工塚谷426-2地先まで	11.0~41.3	252.0
		岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先から同大字字下古川245-5地先まで	6.3~12.3	291.0

鳥取県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
陸上岩井線	変更前	岩美郡岩美町大字陸上字下向山1630-1地先から同字1631-1地先まで	25.9~40.7	73.0
	変更後	岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷280-2地先から同大字字下向山1631-1地先まで	40.5~83.5	239.0

鳥取県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
178号	岩美郡岩美町大字陸上字朽木谷262-1地先から同町大字大谷字越後谷2214-14地先まで	令和5年3月12日
	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同町大字浦富字宇和田23-1地先まで	〃

鳥取県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
岩美停車場河崎線	岩美郡岩美町大字新井字川原田188-2地先から同大字字工塚谷426-2地先まで	令和5年3月12日
	岩美郡岩美町大字新井字上古川218-5地先から同大字字下古川245-5地先まで	〃

鳥取県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷280-2地先から同大字字下向山1631-1地先まで	令和5年3月12日

鳥取県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1648-5地先から同町大字浦富字姥ヶ懐621-9地先まで	令和5年3月12日